

# 日本選挙学会編集委員会規程

(昭和六二年五月三〇日理事会決定)

## (編集委員会)

第一条 日本選挙学会は、機関誌（日本選挙学会年報『選挙研究』）を発行するために、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、機関誌の編集に関する全ての権限を有する。

## (機関誌)

第二条 機関誌の発行は、原則として年二回とする。

## (構成)

第三条 編集委員会は、一名の編集委員長および若干名の編集委員によって構成される。

2 編集委員長は、理事の中より、理事会によって選任されるものとする。

3 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

4 編集委員会は、当該編集委員会の編集委員長が選任され、編集委員が承認された年度の次年度に発行する機関誌の編集を担当するものとする。

## (任期)

第四条 編集委員長の任期は、理事会によって選任された日から、編集事務を担当する機関誌全てを発行した日までとする。

2 編集委員の任期は、理事会で承認を得た日から、編集事務を担当する機関誌全てを発行した日までとする。

## (委員長)

第五条 各巻を担当する編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌の編集を統括する。

## (原稿)

第六条 機関誌は、次の各号に定める原稿によって構成される。

一 編集委員会が執筆を依頼した原稿

二 査読委員会が掲載を可とした投稿原稿

## (投稿原稿の審査・掲載)

第七条 編集委員会は、投稿された原稿の掲載可否の審査を、査読委員会に依頼する。

2 編集委員会は、第六条第二号の投稿原稿の掲載巻号を決定する。

(著作権)

第八条 機関誌が掲載する論文の著作権は、執筆者本人に帰属するものとする。ただし、掲載論文の執筆者が当該論文の転載を行う場合には、必ず事前に本学会事務局及び出版社に文書で連絡するものとし、転載は、発行から一年以上経過した後に行うものとする。

2 執筆者本人は、機関誌に掲載された論文が第三者の著作権を侵害しないことを保証する。また、第三者の著作権を侵害したことに伴う一切の責任は、執筆者本人が負うものとする。

(電子化)

第九条 機関誌に掲載された原稿は、発行から二年が経過した後、原則として電子化し、コンピュータ・ネットワーク上に公開する。

2 機関誌に掲載された論文の執筆者は、次の各号に定める電子化に伴う利用行為に原則として同意するものとする。

- 一 当該論文を複製し、サーバに格納すること（送信可能化）
- 二 ネットワークを通じて当該論文を広く社会に無償で公開すること（公衆送信）
- 三 当該論文の保全のための複製を行うこと（バックアップ）

3 掲載論文の執筆者は、前項各号の利用行為に同意できない場合には、当該論文の発行から二年が経過する前に、本学会事務局に文書で連絡するものとする。

(改廃)

第十条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

付記 本規程は、昭和六二年六月一日より施行される。

改定（昭和六三年七月二七日理事会決定）

改定（平成九年一二月二〇日理事会決定）

改定（平成一四年三月九日理事会決定）

改定（平成一四年一二月七日理事会決定）

改定（平成一五年五月一八日理事会決定）

改定（平成二〇年三月一五日理事会決定）

改定（平成二三年三月五日理事会決定）